

旅費及び費用弁償に 関する規程

社会福祉法人

青松会

社会福祉法人青松会旅費及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青松会定款（以下「定款」という。）第5条に定める評議員及び同第15条に定める理事ならびに監事に対し、支給する費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 定款第9条に規定する評議員会に出席する評議員、理事及び監事に対して、日額5,000円を支給する。

2 定款第23条に規定する理事会に出席する理事及び監事（以下「役員」という。）に対して、日額5,000円を支給する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の18に規定する監事の職務を執行する場合、日額5,000円を支給する。ただし、決算時における監事の職務を執行する場合の日額は、7,000円とする。

4 前各号に規定する会議以外で、理事長が必要と認める会議等に出席する役員に対して、日額3,000円を支給する。

5 前各項の規定にかかわらず、職員から選定された理事についてはこれを支給しない。

6 第1項から第4項に規定する会議が同日に行われ、かつ複数の会議に出席した場合は、いずれか高い方の額を支給する。

7 費用弁償は、会議等へ出席の都度、現金にて支給する。

8 同条第1項から第4項に定める費用弁償の額の基準は、別表2による。

(旅費)

第3条 評議員及び役員が、職務のために市外に出張する時の旅費は、別表1に定めるところによる。

(費用弁償の調整)

第4条 役員に支給する費用弁償は、予算の都合により、これを減額して支給することができる。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 5 月 24 日一部を改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 27 日一部を改正し、平成 11 年 4 月 1 日
か
ら施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 9 日一部を改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、評議員、及び評議員会の規定については、平成 29 年 4 月以降に開催された評議員会において 承認を受けた日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 6 月 12 日から施行する。

別表 1

日 当		宿 泊 料 (1 夜につき)		食 卓 料 (1 夜に つき)
県 内	県 外	県 内	県 外	
円 2,000	円 2,200	円 11,000 又は実費額	円 12,000 又は実費額	円 2,200

別表 2

費用弁償の額算定基準表

会議の名称		費用弁償の額	算定基準
評 議 員 会		5,000 円	2,140 円×2 時間+交通費 概ね 2 時間を想定
理 事 会		5,000 円	2,140 円×2 時間+交通費 概ね 2 時間を想定
監 査 会	決 算 監 査	7,000 円	2,140 円×3 時間+交通費 概ね 3 時間を想定
	そ の 他	5,000 円	2,140 円×2 時間+交通費 概ね 2 時間を想定
そ の 他		3,000 円	2,140 円×1 時間+交通費 概ね 1 時間を想定

※ 花巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用し単価を次のとおりとする。

監査

月額 154,000 円（週3 日6 時間勤務）

時間単価 $154,000 \text{ 円} \div 4 \text{ 週} \div 18 \text{ 時間} = 2,140 \text{ 円}$